

令和7年度六ヶ所村社会福祉協議会事業計画

□ 基本方針

新型コロナウイルス感染症により、地域社会において人と人との関係が希薄となり、これまで培ってきた絆づくり・繋がりが様変わりし、地域生活課題の深刻化や経済的貧困・生活困窮者が増え続けています。

本村において、近年少子高齢化に伴い人口減少となっておりますが、一人暮らし高齢者・高齢者世帯は年々増加し、高齢化率も上昇傾向にあります。

今後、高齢者には何らかの支援が必要とされており、高齢者に対する包括的で継続した支援対策が求められます。

本会では、生活支援体制整備事業等により、高齢者へ必要とされる支援や判断能力の低下等がみられる方には法人後見事業を実施、権利擁護の視点から生活支援業務等を実施していきます。

今後も運営および事業実施については村当局と連携を図り、地域福祉の推進を図る団体としての役割を果たすべく、将来を見据えた持続可能な組織運営を進めるため、中・長期的な指針を定め、組織のあり方を検討していく必要があることから、令和6年度において第3次六ヶ所村地域福祉活動計画を策定したところであります。

地域の福祉課題解決のためには、日常的な見守りや支えあい、助け合いを展開しながら、まずは自分たちの住んでいる地域の状況を知ることであり、課題を共有することにあります。

このような状況を踏まえ、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とする社会福祉協議会として、行政はじめ各関係機関との連携・地域住民の参画をいただきながら各種事業に積極的に取り組んでまいります。

□ 令和7年度重点的に取り組む事業

本会は「誰もが安心して暮らせる地域社会をみんなでつくろう」を活動理念として、今日的な地域福祉課題に対応すべく積極的な実践活動を推進します。

1 複雑多様化する福祉ニーズへの対応

中・長期計画の策定

社会福祉法の定めるところにより、令和5年3月に村で策定した「六ヶ所村地域福祉計画」のもと、六ヶ所村地域福祉活動計画策定委員会において策定された、令和7年度から令和11年度まで5年間の第3次六ヶ所村地域福祉活動計画書に基づき、地域住民とともに地域福祉を推進して参ります。

2 地域課題解決に向けた取組み

生きがいサロンの実施

単身高齢者をはじめとした支援を要する方々に対する生活支援、社会的孤立を防ぐためのコミュニティ活動促進等々、生活課題への対応はまずは身近な自治会をベースとした基盤づくりが重要です。そこで、「生きがいサロン」の活動理念に基づき、関係する機関・団体が連携協働により身近な地域の課題の把握や見守り・支えあいなどに資する支援体制づくりに取組みます。

3 相談・支援事業の強化促進

下北・上北地域自立相談窓口や六ヶ所村民生委員児童委員協議会と連携の下「生活困窮者支援事業」「生活福祉資金貸付事業」や「たすけあい資金」を活用して低所得者の自立支援事業、心配ごと相談事業などの取組みを一層強化します。

また、青森しあわせネットワーク事業やフードバンクを活用し、生活困窮者等への食糧支援や経済的支援（食糧と日用品の現物給付等）を行い、生活課題の具体的な解決を図ります。

- 生活福祉資金（県社協委託事業）
- たすけあい資金（最高5万円、償還6ヶ月以内）
- 心配ごと相談所の開設（随時受付）
- 青森しあわせネットワーク事業
- フードバンク

4 在宅福祉活動の充実を図るための事業

住み慣れた地域で安心して暮らすために、次の在宅福祉サービス事業を実施します。

- 食事サービス事業
70歳以上の一人暮らしおよび75歳以上の高齢者のみの世帯を対象として、月一回バスで送迎し、血圧測定、入浴、ボランティアとの交流を行います。
- 高齢者スポーツ大会・講習会等の実施
- 身体・知的障がい者レクリエーションの実施
- 地域福祉講座等の開催
- 低所得者、高齢者世帯への介護用品の貸出事業（ベッド、エアマット、車椅子等）
- 地域福祉活動補助金事業の実施
- ふれあい訪問事業の実施
- 災害見舞金の支給
- 歳末支援事業（一人暮らし・高齢者世帯に対する灯油券配布）
- ひとり親世帯への支援事業

5 地域に根ざす社会福祉啓発事業

地域の「つながり」と地域に根ざす社会福祉の向上・啓発活動のために次の事業を実施します。

また、令和 7 年度には、本会が法人化設立 50 周年を迎えることから記念式典を予定しております。

- 第 38 回六ヶ所村社会福祉大会（10 月下旬開催予定）
- 第 40 回福祉チャリティーショー（11 月開催予定）
- 広報誌「社協だより」の刊行（4 回）
- ホームページの運営

6 福祉団体自立のための支援事業

次の福祉関係団体の自主自立を支援し、団体相互の連絡調整を図り、地域のつながりの構築に努めます。

- 老人クラブ連合会
- 身体障がい者福祉会
- 手をつなぐ親の会
- ボランティアグループ「鈴の会」

7 ボランティア活動の推進

あらゆる生活課題に対応するためには、行政や関係機関等地域における幅広い協働・連携が必要ですが、とりわけボランティアの精神は欠くことのできない分野です。ボランティアの心を育む機会として、村内の小中学生を対象としたボランティアスクールを開催します。

8 指定管理施設の適切な管理運営

六ヶ所村老人福祉センターおよび六ヶ所村地域交流ホームの指定管理施設の管理運営にあたっては、利用者のニーズを的確に把握しつつ地域に密着したサービスの提供に努めます。

9 六ヶ所村シルバー人材センターの充実発展

六ヶ所村シルバー人材センターは、村からの受託事業として「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき運営しています。

シルバー人材センターの仕組みは以下のとおりです。

- 会員の高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に資する組織です。
- 家庭・企業・公共団体などから依頼のあったことについて、会員が能力に応じて就業を提供します。
- 関係機関と協調しながら事業運営の充実発展に努めます。
- 住民ニーズに対応できる会員の確保に努めます。

10 財政基盤の強化と会員組織の充実

- 災害時のため造成している「福祉基金」原資の増額に努めます。
- 地域福祉活動の更なる住民参加促進に資するために、一般、賛助、団体会員の加入を一層推進します。

11 共同募金運動の積極的な展開

「助け合う・支えあう」精神の啓蒙啓発と福祉事業推進のための資金確保の観点から、村内各団体から協力を得て目標額達成のために積極的な募金活動を展開します。

- 赤い羽根共同募金
10月から11月末まで 目標額 220万円
- 歳末助け合い募金
12月中 目標額 125万円

12 生活支援体制整備事業

生活支援サービスの充実を図り、地域において支えあいの体制づくりのため、生活支援コーディネーターを配置しています。高齢者支援のニーズと資源の見える化、問題提起や関係者のネットワーク化を図り、生活支援に向けたボランティア養成等の事業を実施します。

13 配食サービス事業

村からの委託事業で、高齢者世帯、軽度の要介護状態の方を対象に配食サービスを提供するとともに、配食時の安否確認を目的とした事業を実施します。

14 法人後見事業

六ヶ所村に在住する高齢者や障害者等で、判断能力等の低下または喪失が認められる方を対象に、福祉サービスの利用や日常的金銭管理等、身上配慮を中心とした生活支援業務を実施します。

15 実習生受け入れ事業

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく社会福祉士国家試験受験資格に関する指定科目のうち実習生の受け入れに関する事業を実施します。